第三十五条の十七第二項	法第七十二条の百四	平成二十七年四月及び五月に法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等にあつて、当該還付金等が同年六月から八月までの期間内に還付されたものとみなし、当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百四及び
	還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	徴収取扱費算定期間内
	当該徴収取扱費算定期間の次の徴収取扱費算定期間内	同年九月
附則第六条第二十一項	法附則第九条の七	平成二十七年四月及び五月に法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等が同年四月及び五月に法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に納付された額が同年四月及び五月に法附則第九条の八第二項の規定による加算がされる場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に還付されたものとみなし、当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の七及び
	還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	徴収取扱費算定期間内
	当該徴収取扱費算定期間の次の徴収取扱費算定期間内	同年九月

4　地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成二十七年六月から八月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての二十六年改正令附則第四条第一項後段の規定により読み替えて適用される地方税法施行令第三十五条の十七、同令第三十五条の十八、同項後段の規定により読み替えて適用される同令附則第六条の十一及び同令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

二十六年改正令附則第四条第一項後段の規定により読み替えて適用される地方税法施行令第三十五条の十七第二項	法第七十二条の百四及び	平成二十七年四月及び五月に法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等にあつて、当該還付金等が同年四月及び五月に法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に納付された額が同年四月及び五月に法附則第九条の八第二項の規定による加算がされる場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に還付されたものとみなし、当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百四及び
	還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	徴収取扱費算定期間内
	当該徴収取扱費算定期間の次の徴収取扱費算定期間内	同年九月

法第七十二条の百四及び平成二十七年四月及び五月に法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等にあつて、当該還付金等が同年四月及び五月に法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四の規定によりなお従前の例によることとされた場合を含む。）の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割としての納付された額の総額（同年四月及び五月に法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等にあつて、当該還付金等が同年四月及び五月に法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四